

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-4
許認可等の種類	漁業権の分割又は変更の免許			
根拠法令条例等・条項	漁業法第22条第1項			
許認可等の概要	漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、知事に申請して免許を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第22条第3項で準用する第12条及び13条</p> <p>○漁業法 (海区漁業調整委員会への諮問)</p> <p>第十二条 第十条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。</p> <p>(免許をしない場合)</p> <p>第十三条 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十四条に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 第十一条第五項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合</p> <p>三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合</p> <p>四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき</p> <p>2 前項第四号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。</p> <p>3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。</p> <p>4 第一項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。</p> <p>5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>第二十二条 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、前項の免許をしてはならない。</p> <p>3 第一項の場合においては、第十二条(海区漁業調整委員会への諮問)及び第十三条(免許をしない場合)の規定を準用する。</p> <p>○昭和27年10月2日付27水第7902号水産庁漁政部長「漁業法第22条の事務取扱上の解釈について」</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難。			
期間の制定根拠	—			